

静岡県告示第734号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年11月29日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
熱川片瀬線	賀茂郡東伊豆町奈良本字下松葉 1253 番の 73	令和6年11月29日